

下呂市監査告示 第2号

平成28年 1月13日

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

報告書提出年月日 平成27年12月24日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 今井美好

平成27年度

定期監査結果報告書

下呂市監査委員

定期監査報告書

1 監査の対象

平成27年度上半期の各部課等の財務に関する事務の執行について監査を行いました。

| | |
|---------------|--|
| 【 総 務 部 】 | 総務課 管理課 防災情報課 |
| 【 経 営 管 理 部 】 | 企画財政課 秘書広報課 地域振興課 |
| 【 市 民 部 】 | 市民課 税務課 |
| 【 健 康 医 療 部 】 | 健康医療課 小坂診療所管理課 |
| 【 福 祉 部 】 | 社会福祉課 高齢福祉課 児童福祉課 小坂保育園 中原保育園 |
| 【 農 林 部 】 | 農務課 林務課 |
| 【 観 光 商 工 部 】 | 観光課 商工課 観光施設（合掌村） |
| 【 建 設 部 】 | 土木課 建築課 |
| 【 上 下 水 道 部 】 | 水道料金課 水道事業課 |
| 【 環 境 部 】 | 環境課 環境施設課 |
| 【小坂振興事務所】 | 小坂地域振興課 |
| 【萩原振興事務所】 | 萩原地域振興課 |
| 【下呂振興事務所】 | 下呂地域振興課 |
| 【金山振興事務所】 | 金山地域振興課 |
| 【馬瀬振興事務所】 | 馬瀬地域振興課 |
| 【 消 防 本 部 】 | 消防総務課 予防通信課 |
| 【 教 育 委 員 会 】 | 教育総務課 生涯学習課 学校教育課 下呂小学校 萩原小学校 小坂小学校 金山小学校 上原小学校 萩原北中学校 金山中学校 |
| 【市立金山病院】 | 事務課 |
| 【 会 計 】 | 会計課 |
| 【 議 会 事 務 局 】 | 議会総務課 |
| 【監査委員事務局】 | 監査課 |

2 監査の期間

平成27年11月2日から平成27年11月25日まで

3 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、合规性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施しました。

4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理については、おおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、その都度改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略しますが、次の事項について改善または検討してください。

【指摘事項及び意見】

○下水道使用料にかかる延滞金と他の債権にかかる延滞金について

下水道使用料について、下呂市下水道条例第34条第2項に「指定された納期限（以下「指定納期限」という。）までに、その納付すべき金額を納付しない時は、納付すべき金額にその指定納期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じて、料金に年14.6%（略）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。」と規定されています。しかしながら、延滞金の徴収は行われておらず、合规性を欠いていることから、条例に基づいた運用をしてください。（指摘事項）

また、同じ公債権である下水道事業受益者負担金にかかる延滞金については、条例の規定がなく、私債権である水道料金については、民法で規定する遅延損害金も徴収されていません。延滞金や遅延損害金は、公平、公正性の確保と、期限内納付の促進という観点で重要な制度と言えることから、市税等条例に規定があるものを除くすべての債権について、延滞金徴収の妥当性を全庁的に見直すことが必要と思料します。その上で、債権管理条例の制定を含めた条例等の整備や、電算処理システムの導入について検討してください。（意見）

（上下水道部 水道料金課・共通事項）

○金山市民会館施設管理業務委託について

金山市民会館の開館日（毎月第2月曜日及び年末年始は閉館、開館時間は午前8時30分から午後10時15分）における利用者対応を中心とした管理業務は委託され、委託業務の中に、市民会館の使用許可・減免許可申請書の受理と使用許可・減免許可書の交付がありますが、許可書の交付業務には事実上、許可・減免行為が含まれています。

この委託は施設管理の一部の業務委託であることから、使用許可等の権限は委託できないことになり適正を欠きます。なお、市民サービスを向上させ、同会館の管理運営を効果的かつ効率的に行うために、その業務を第三者が包括的に行うこととする場合は、指定管理者制度を導入することが適切です。(指摘事項)

また、仕様書における業務の内容、契約履行の方法の中に、事故、災害等の緊急事態発生時の対応について記載されていますが、内容が不十分と思われます。緊急時の具体的な対応マニュアル等を作成し、契約更新時に、対応策を仕様書に明記するよう検討してください。(意見)

(金山振興事務所 金山地域振興課)

【指摘事項】

○委託業務にかかる設計書及び仕様書について

宿泊型健康づくりプログラムツアー委託業務の設計書及び仕様書に記載された業務内容は、一部に数量、規格等が記載されておらず不備なものとなっていました。地方自治法施行令第167条の15第2項に「地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(略)に基づいて行わなければならない。」と定められています。契約の適正な履行を確保するために、適正な設計書及び仕様書の作成に努めてください。

(小坂振興事務所 小坂地域振興課)

○小坂地域観光施設等管理業務委託について

小坂地域10か所の観光施設等にかかる清掃、除草業務は年間契約で委託され、設計書及び見積書提出依頼書には、詳細な業務の内容が記載されていますが、業務委託契約書に添付の仕様書には、概要のみが記載されており不備なものとなっていました。

また、受託者から提出された月毎の業務報告書を見ると、業務量は一部の業務で設計書及び見積書提出依頼書の業務量に満たない状態となっており、本委託の対象となっていない3施設の清掃業務も報告されています。このことは、設計書及び見積書提出依頼書に、「作業内容、時間は標準的なものであり、必要に応じた作業を実施すること」と記載されているものの、委託料の70%を占める人件費の積算は、詳細な作業時間、移動時間、作業日数が根拠となっていることや、委託の対象となっていない3施設は、市の指定管理者制度導入施設となっていることから不適切と思われます。本委託契約は、前年度と同一の業務内容、契約金額となっていますが、今後は、適切な清掃回数等を毎年度見直すとともに、業務委託契約書に適正な仕様書を添付して、契約の適正な履行を確保してください。

なお、最終的に業務量に不足が生じた場合、契約書添付の仕様書に業務内容の詳細が記載されていませんが、見積書提出依頼書には詳細が記載されていることから、実績に見合った変更契約ができないか検討してください。

(小坂振興事務所 小坂地域振興課)

○市営住宅敷金について

歳入歳出外現金である市営住宅敷金について、財務会計の合計金額と管理台帳の合計金額が不一致となっていることから、早急に原因分析を進めてください。また、今後は、定期的に財務会計と管理台帳の照合を行うようにしてください。

(建設部 建築課)

【意見】

○市営牧場管理業務委託について

3つの市営牧場の管理業務は、放牧の期間（通常5月から10月）に合わせ業務委託され、受託団体の業務体制は、4人の組合員による1牧場一人体制となっています。こうした中で、3牧場とも山間の遠隔地にあること、また、牧場には固定電話がなく携帯電話も不通地域となっており、事故等の緊急事態発生時における速やかな連絡の手段がない状態となっています。こうしたことから、市の管理権限、責任において緊急時の連絡手段の確保を業務履行上の条件とした上で、衛星電話リース料等を委託料の積算項目に追加することについて検討してください。

(農林部 農務課)

○土地借上料について

公共施設用地として使用する民有地借上料の算定基準は、定めたものがなく、現在は、普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準（平成19年2月13日決裁、同年4月1日適用）に準じて算定した額で土地所有者と交渉が行われ、年間借上料の算定額は、固定資産税評価額に100分の3を乗じて得た額となっています。しかしながら、同基準に準拠する以前に契約した借上料については、見直しがされておらず従前のままで、同基準を上回るものが多いと類推します。

土地の借り上げは、特に地価高騰期に事業用地の取得が困難な場合などの理由で行われた手法ですが、現在は地価の下落等社会環境が変化していることや、経常経費として一般会計、特別会計、企業会計合わせて、年間借上料が8,178万円余り（平成26

年4月1日現在)と多額になっていることから、借上料の見直しが必要と思料します。

借上料についても新たに算定基準を設け、契約自由の原則はありますが、公平性の観点からも土地所有者に理解を求め、定めた基準額に近づける努力をしてください。また、土地の借り上げは、事業期間が短期間のものに限定し、恒久的な施設用地については取得に向けて検討してください。

(総務部 管理課・共通事項)

○事業所人材育成支援事業補助金について

事業所人材育成支援事業補助金制度は、産業振興を図ることを目的に、事業所において必要な研修、資格検定等にかかる費用の一部を補助するもので、平成27年度は11月4日現在で47件、40万6千円が交付申請されています。補助率は要綱で2分の1以内となっており、補助金申請の最大額は補助率2分の1で1件10万円(限度額)、最少額は補助率4分の1で、1件1千円となっています。申請には、納税証明書(300円)の添付が条件となっていることから、最少額の実質補助額は1件700円ということになります。

補助金は、地方自治法第232条の2で、「普通地方公共団体は、公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されていますが、少額な補助金については、市の政策目的の観点から費用対効果や効率性の面で疑問が残るところです。こうしたことから、少額な補助金については、要綱の見直し、補助金の統合化、手続きの簡素化等について検討してください。

(観光商工部 商工課・共通事項)

○福祉バス乗車券交付事業について

高齢者や障がい者等の交通手段の確保と、外出の機会を増やす目的で実施されている福祉バス乗車券交付事業(福祉パスポート運営事業)は、民間バス会社に年間1,800万円で委託されています。委託料の積算は、パスポートという性質上全数調査は不可能なことから、平成25年に実施された民間バス会社による標本調査、同じく同年に実施された市による利用者へのアンケート調査で把握した利用人数や、利用回数等を根拠として推計で行われています。期間中何度でも利用できるパスポート制という方法は、本事業の政策目的から妥当であると思料しますが、総価契約により委託するのであれば、定期的に利用状況の実態調査を行い、最少運行人数を考慮するなどの方法で、委託料や、利用者が負担する利用料の金額の妥当性を検証することが必要と考えます。

(福祉部 高齢福祉課)